



公務のあり方・・・ 非正規公務員から問う

地方自治体で働く非正規公務員は全国で 60~70 万人。千葉県の自治体での非正規職員比率は 2017 年で平均 31.9% (64.0%~6.5%)。公共サービスなどの公務が無期雇用の正規公務員と多くの非正規公務員によって担われているのが実態です。民間の非正規労働者と同じように、否それ以上に厳しい労働環境・報酬の中で働かされています。

来年 4/1 から会計年度任用職員制度が施行されるにあたり課題・問題点がいろいろな集会(官製ワーキングプア研究会 2019 年 6/10、公務のあり方を問う 6/24 など)で指摘されています。

生活保護行政の非正規化がもたらすリスク

上林さんは生活保護行政の非正規化がもたらすリスクを日韓の二つの心中事件を取り上げて分析(6/10 官製ワーキングプア研究会)。2014 年 9/24 家賃滞納で銚子市にある千葉県営住宅から立ち退きを強制執行される日、母子は無理心中。銚子市においては児童扶養手当も支給していた、国民健康保険料を滞納しており生活保護申請について社会福祉課へ相談に行くよう勧めていた、と言うのに銚子市のすべての課で母子のひっ迫状況は把握していなかった。

この点について上林さんは情報共有されていなかったのは単に縦割り行政の弊害というだけでなく公務職場における正規



・非正規間の断層にあるのでは・・と指摘。生活保護面接相談員など専門職の非正規化(人件費削減の為)が進んでいる状況について、福祉行政の基幹的業務である面接相談員に非正規公務員という不安定な身分の職員を充てることは本来の趣旨に反した取り扱いだと問題提起。この問題のその後の状況はほとんど行政でも議論されずに今日に至っている。逆に生活保護基準が引き下げられている状況です。

それに比し、韓国ソウル市の 2014 年 “ソンバ母娘心中事件” も福祉専門職員の不足の結果生じた事件。これを反省し朴ソウル市長は専門職員を増員し「出かける福祉」を展開。2017 年 1 住民センターあたり社会福祉職 5~6 人、訪問看護師 1 人を配置、計 2450 人の専門職公務員を拡充した。

この日韓の差異は “死を選ばざるを得ない状況にまで市民を困窮に陥らせてしまったことに対する中央政府・自治体政府の” 責任の自覚 “、貧困を解消しなければならないとする” 覚悟 “の差異、とともに貧困をプライベートのものと見るかソーシャルなものと見るかという国民的・市民的合意の差異なのでは・・と鋭く分析批判しました。

竹信さん公務のあり方を語る

公務のあり方を問うシンポジウム(6/24)で竹信三恵子さんは財政学者神野さんの “日本では『官から民へ』と言って公の領域を市場にゆだねるべき、企業にゆだねるべきと、まさに公を私化してしまえとの主張がされている” といった指摘を取り上げ “公共の破壊と企業ファースト化の進展状況を批判的に分析しました。

社会・人々の生活は “公共と私とが併走する” ことで成り立つのに、今の「働き方改革」は公共の破壊を進めていると。

一日 8 時間労働というこれまで人々が獲得してきた「労働権」を解体する方向で、“残業時間

の上限 100 時間未満・80 時間 6 力月（過労死ライン 80 時間）”が出され原則 8 時間を壊している。更に雇用によらない働き方など「世界で最も企業が活動しやすい社会（安倍首相の目指す社会）」へと美しい言葉で進められている。公務員バッシングで公の職場を壊し其の公的資産をお友達企業へ開放していく。すべて“企業ファースト”へと収斂させていくと批判。

又、2020 年 4/1 から始まる非正規公務員の“会計年度任用職員制度”については、1 年有期で、しかも週 1 分でも短ければパートとしフルタイムと分ける“労働時間による差別の法制化”であり、それは非正規の固定化・合法化だと問題点を指摘しました。

更に公務の民営化、労働行政のビジネス化の問題も指摘。民間の力で効率的な運営といった民営化は現場労働者の低賃金化をもたらすだけ。水道事業の民営化法・PFI・指定管理者制度・保育園の株式会社化などによって公のサービスが崩壊。氷河期世代の支援を人材ビジネスに、労働基準監督署の業務の一部民間委託など。

全面的に公の市場化・公のお友達企業への開放という今の流れの中で公務のあり方が問われていると厳しく指摘批判しました。

会計年度任用職員制度・・千葉県は？鎌ヶ谷市は？

会計年度任用職員制度は 2020 年 4/1 から実施なので県をはじめ各市町村では組合と協議し 9 月議会に条例を出すべく準備中です。

千葉県は 9 月議会に上程する条例の内容・検討課題についてなかなか教えてくれません。でもいろいろな情報から何点かの疑問点が出てきました。知事部局では対象者 1071 人で週 29 時間のパートタイムの会計年度職員のみと考えているよう、毎年ハローワークでの公募を考えているようだとのこと。フルタイムがない状態で始まりそうです。（いいのだろうか？）しかも毎年 1 力月間の条件付き採用期間が設定されこれまでの非正規の臨時・非常勤・嘱託の時より不安定雇用になります。どうするのか？

報酬に期末手当が付けられると言うが報酬額をカットして総額で帳尻を合わせるなどという事が考えられているのだろうか？（こんなことは許されません）・・どうなのだろうか情報をきちんと公開すべきです。

消費者センターの相談員については、H30 年 6/27 消費者庁通知にのっとり専門性に配慮した再度任用の趣旨は尊重すること（6/27 県常任委員会伊藤県議への答弁）

県教育委員会の定数内臨任講師（教師）はフルタイムで働いているがこれらの方々は正規の常勤職員にするのか、それとも会計年度職員のフルタイムなのか、22 条の臨時職員になるのか・・明らかにしていません。（オカシイネエ・・）

鎌ヶ谷市も会計年度任用職員制度にどう対処するのか大きな問題です。

非正規の保育士への対応は？フルタイムかパートか？フルタイムなら報酬でなく給与となり諸手当もつきますが・・・これまでの条件を悪化させてはいけないことになっています。常勤で働いていた非正規の保育士さんは最低でもフルタイムに、出来れば常勤正規職員にしてもいいのではないだろうか。鎌ヶ谷市の労働政策のレベルと内実が問われます。



”民主主義と自治そして平和主義” ふじしろ政夫 047-445-9144

*『活動報告』をホームページに掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。